

# 平成30年度 介護職員初任者研修(通信) 受講生募集案内

指定番号 西福第1081号

受付期間・・・平成30年 9月 1日(金)

～

平成30年10月16日(火) まで

受付時間・・・午前9時～午後5時まで

(期間中は毎日受付致します。)

実施主体 社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会

共 催 社会福祉法人 一心会 ふるさとの杜かみのもと  
社会福祉法人 松仁会 東松山ホーム  
株式会社 福祉の街  
株式会社 ライフータルサービス  
医療法人 若葉会 介護老人保健施設 わかばの丘

後 援 東松山市

と き 平成30年10月21日（日）～平成31年2月13日（水）  
※詳細は、日程表を参照

ところ ひがしまつやま市総合福祉エリア・住まいづくり体験館（講義）  
ひがしまつやま市総合福祉エリア・住まいづくり体験館（実技・実習）

対 象 高齢者・障害者福祉等に関心があり、介護サービスに従事することを希望する者で、全日程の出席が可能な者

定 員 24名 定員を超えた場合は抽選とします。  
※先着順ではありません。

費 用 総額60,995円（税込）  
内訳（受講料54,000円、テキスト代6,995円）（税込）

### 受講料返金制度

本研修修了後、当協議会及び共催する事業所において、一定条件の下で勤務実績があった方に対し、受講料の返金を行います。「一定条件」については、各事業所で定められています。

ただし、他の助成金等と併用する場合は、受講料を上限とし、その差額を補助することとします。

○対象者…当協議会及び共催する事業所において採用された者

申込み 10月16日（火）午後5時00分までに、受講申込書に必要事項をご記入の上、ひがしまつやま市総合福祉エリアまでご提出下さい。

※身分証明書の確認が必要ですのでご持参ください。

（免許証や保険証等）

抽選会 抽選日時 10月17日（水）午後1時30分～午後2時30分  
抽選場所 ひがしまつやま市総合福祉エリア会議室

注意事項 抽選会を実施しない場合、受付期間終了後（10月16日の午後5時00分以降）に、お電話にてご連絡致します。

抽選会をご欠席された方には、お電話にて受講の可否をご連絡致します。

# 日程表①

## 平成30年度 介護職員初任者研修通信課程(見学等実習なし) 日程表

日程	時間	科目・項目名	規定	履修単位	通信履修	
1回目 10月21日	8:30~9:00	開講式	0.0	0.5		
	9:00~10:30	1. 職務の理解 (1)多様なサービスの理解	6.0	3.0		
	10:35~12:05					
	12:50~14:20					
	14:25~15:55	1. 職務の理解 (2)介護職の仕事内容や働く現場の理解)		3.0		
	16:00~17:30	2. 介護における尊厳の保持・自立支援 人権と尊厳を支える介護/自立に向けた介護	9.0	1.5	7.5	
第1回目の添削課題等配布						
2回目 10月28日	9:00~10:30	3. 介護の基本 介護職の役割、専門性と多職種との連携/介護職の職業倫理	6.0	1.5	1.5	
	10:35~12:05	3. 介護の基本 介護における安全の確保とリスクマネジメント/介護職の安全		1.5	1.5	
	12:50~14:20	4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 介護保険制度/医療との連携とリハビリテーション/障害者自立支援制度およびその他制度	9.0	1.5	7.5	
	14:25~15:55	5. 介護におけるコミュニケーション技術 (1)介護におけるコミュニケーション	6.0	1.5	1.5	
第1回目の添削課題等、提出締切						
第2回目の添削課題等配布						
3回目 11月4日	9:00~10:30	5. 介護におけるコミュニケーション技術 (2)介護におけるチームのコミュニケーション	6.0	1.5	1.5	
	10:35~12:05	6. 老化の理解 (1)老化に伴うこころとからだの変化と日常		1.5	1.5	
	12:50~14:20	6. 老化の理解 (2)高齢者と健康	1.5	1.5		
	14:25~15:55	8. 障害の理解 障害の基礎的理解/障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かわり支援等の基礎的知識/家族の心理、かわり支援の理解	3.0	1.5	1.5	
第2回目の添削課題等、提出締切						
第3回目の添削課題等配布						
4回目 11月11日	9:00~10:30	7. 認知症の理解 認知症を取り巻く状況/医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	6.0	1.5	1.5	
	10:35~12:05	7. 認知症の理解 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活/家族への支援		1.5	1.5	
	こころとからだのしくみと生活支援技術 講義			12.0		12.0
	12:50~14:50	9. こころとからだのしくみと生活支援技術 II. 生活支援技術の講義・演習 (4)生活と家事①	6.0	3.5		
	14:55~16:25	9. こころとからだのしくみと生活支援技術 II. 生活支援技術の講義・演習 (4)生活と家事①				
第3回目の添削課題等、提出締切						
5回目 11月18日	9:00~10:30	9. こころとからだのしくみと生活支援技術 II. 生活支援技術の講義・演習 (12)死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護	1.5	1.5		
	10:35~12:05	9. こころとからだのしくみと生活支援技術 II. 生活支援技術の講義・演習 (6)整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護①	6.0	1.5		
	12:50~14:20	9. こころとからだのしくみと生活支援技術 II. 生活支援技術の講義・演習 (6)整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護①		1.5		
	14:25~15:55	9. こころとからだのしくみと生活支援技術 II. 生活支援技術の講義・演習 (11)睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護①	4.5	2.5		
	16:00~17:00	9. こころとからだのしくみと生活支援技術 II. 生活支援技術の講義・演習 (11)睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護①				

※日程は、講師等の都合により変更になる場合がありますので、予めご了承下さい。

## 日程表②

### 平成30年度 介護職員初任者研修通信課程(見学等実習なし) 日程表

	日程	時間	科目・項目名	規定	履修単位	通信履修	
6回目	11月25日	8:30~10:00	9. ころとからだのしくみと生活支援技術 II. 生活支援技術の講義・演習 (7)移動・移乗に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護①	12.0	3.0		
		10:05~11:35					
		12:20~14:20	9. ころとからだのしくみと生活支援技術 II. 生活支援技術の講義・演習 (7)移動・移乗に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護②		2.0		
		14:25~15:55	9. ころとからだのしくみと生活支援技術 II. 生活支援技術の講義・演習 (8)食事に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護①		6.0		3.0
		16:00~17:30					
7回目	12月2日	9:00~10:30	9. ころとからだのしくみと生活支援技術 II. 生活支援技術の講義・演習 (9)入浴、清潔保持に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護①	6.0	3.0		
		10:35~12:05					
		12:50~14:20	9. ころとからだのしくみと生活支援技術 II. 生活支援技術の講義・演習 (10)排泄に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護①		6.0		3.0
		14:25~15:55	9. ころとからだのしくみと生活支援技術 II. 生活支援技術の講義・演習 (5)快適な居住環境整備と介護①		3.0		1.5
		16:00~17:30					
<b>ころとからだのしくみと生活支援技術 演習</b>							
8回目	12月9日	9:00~10:30	9. ころとからだのしくみと生活支援技術 II. 生活支援技術の講義・演習 (4)生活と家事②		2.5		
		10:35~11:35					
		11:40~13:10	9. ころとからだのしくみと生活支援技術 II. 生活支援技術の講義・演習 (5)快適な居住環境整備と介護②		1.5		
		13:55~15:25	9. ころとからだのしくみと生活支援技術 II. 生活支援技術の講義・演習 (6)整容に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護③		3.0		
		15:30~17:00					
9回目	12月16日	9:00~10:30	9. ころとからだのしくみと生活支援技術 II. 生活支援技術の講義・演習 (7)移動・移乗に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護③	3.0			
		10:35~12:05					
		12:50~14:50	9. ころとからだのしくみと生活支援技術 II. 生活支援技術の講義・演習 (7)移動・移乗に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護④		4.0		
		14:55~16:55					
10回目	12月23日	9:00~10:30	9. ころとからだのしくみと生活支援技術 II. 生活支援技術の講義・演習 (8)食事に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護②	3.0			
		10:35~12:05					
		12:50~14:20	9. ころとからだのしくみと生活支援技術 II. 生活支援技術の講義・演習 (9)入浴、清潔保持に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護②		3.0		
		14:25~15:55					

※日程は、講師等の都合により変更になる場合がありますので、予めご了承下さい。

## 日程表③

### 平成30年度 介護職員初任者研修通信課程(見学等実習なし) 日程表

	日程		時間	科目・項目名	規定	履修 単位	通信 履修
11回目	1月6日	日	9:00~10:30	9. ころとからだのしくみと生活支援技術 II. 生活支援技術の講義・演習 (10) 排泄に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護②		3.0	
			10:35~12:05				
			12:50~14:50				
	1月13日	日	1日間	講義予備日及び補講期間(講義及び演習の補講期間)			
12回目	1月20日	日	9:00~11:00	9. ころとからだのしくみと生活支援技術 III. 生活支援技術演習 (13) 介護過程の基礎的理解 9. ころとからだのしくみと生活支援技術 II. 生活支援技術の講義・演習 (14) 総合生活支援技術演習① 9. ころとからだのしくみと生活支援技術 II. 生活支援技術の講義・演習 (14) 総合生活支援技術演習②	2.0	2.0	
			11:05~13:05				
			13:50~15:20				
			15:25~16:55				
	1月21日 ~ 1月26日	月 ~ 土	6日間	補講期間(講義及び演習の補講期間) + 当協議会独自プログラムでの介護体験等の実施期間	10.0		
13回目	1月27日	日	9:00~10:30	9. ころとからだのしくみと生活支援技術 II. 生活支援技術の講義・演習 (14) 総合生活支援技術演習③ 9. ころとからだのしくみと生活支援技術 II. 生活支援技術の講義・演習 (14) 総合生活支援技術演習④		3.0	4.0
			10:35~12:05				
			12:50~14:20				
			14:25~15:55				
	1月28日 ~ 2月2日	月 ~ 土	6日間	補講期間(講義及び演習の補講期間) + 当協議会独自プログラムでの介護体験等の実施期間			
	2月3日	日	1日間	講義予備日及び補講期間(講義及び演習の補講期間)			
	2月4日 ~ 2月9日	月 ~ 土	6日間	補講期間(講義及び演習の補講期間) + 当協議会独自プログラムでの介護体験等の実施期間			
14回目	2月10日	日	9:00~10:30	10. 振り返り		4.0	1.5
			10:35~12:05				
			12:50~13:50				
			14:00~15:00				
15回目	2月13日	水	9:30~10:30	閉講式	0.0	1.0	
					131.0	92.0	47.5

※日程は、講師等の都合により変更になる場合がありますので、予めご了承下さい。

学則 別添の学則を確認の上、お申込みください。



#### 交通

**電車・バスの場合** 東武東上線東松山駅東口下車 熊谷行バス「市民病院」バス停より徒歩10分 または市内循環バス「総合福祉エリア」バス停下車

**お車の場合** 国道407号バイパス「岩鼻運動公園北」交差点から市民病院方面へ約800m または県道大谷材木町線「市の川小学校入口」交差点から市民病院方面へ約600m

#### 【お問い合わせ先】

東松山市社会福祉協議会 事業推進課  
〒355-0005 東松山市大字松山2183

TEL 0493-21-5556  
(担当：眞下・田島)

平成30年度 介護職員初任者研修学則  
指定番号（平成30年8月2日付）西福第1081号

（趣旨及び研修の種類）

第1条 この学則は、社会福祉法人東松山市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が開催する介護職員初任者研修（以下「本研修」という。）に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 本研修は、福祉人材としての高い専門性を持った介護職員を養成し、東松山市内における介護の担い手を増やすため、必要な介護及び福祉の知識、介護技術、マナー及び心構え等の基本的な考え方を学ぶことを目的とする。

（実施主体）

第3条 本研修の実施主体は、次のとおりとする。

法人名 社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会

所在地 埼玉県東松山市松本町1-7-8

代表者 会長 金子 守

（共催）

第4条 本研修の共催する事業所は次の各号とする。

(1) 社会福祉法人 一心会 ふるさとの杜かみのもと

(2) 社会福祉法人 松仁会 東松山ホーム

(3) 株式会社 福祉の街

(4) 株式会社 ライフトータルサービス

(5) 医療法人 若葉会 介護老人保健施設 わかばの丘

（研修事業の名称）

第5条 本研修は、名称を「平成30年度介護職員初任者研修」とする。

（研修課程）

第6条 本研修は、90.5時間の講義及び演習、40.5時間の通信学習、1時間の修了評価の全課程（計131時間）を通信方式で履修することとする。

（講義・演習室及び所在）

第7条 本研修は、次の施設にて講義及び演習を行う。

(1) 講 義 ひがしまつやま市総合福祉エリア 会議室  
住まいづくり体験館

(2) 演 習 ひがしまつやま市総合福祉エリア 会議室  
住まいづくり体験館

(3) 所在地 東松山市大字松山2183

（実習施設）

第8条 本研修は、実習を行わない。

(講師一覧)

第9条 本研修の講師は、別紙「平成30年度介護職員初任者研修 日程表」(以下「日程表」という。)に定めるとおりとする。

(使用テキスト)

第10条 本研修は、一般財団法人長寿社会開発センターが出版する「介護職員初任者研修テキスト」(以下「テキスト」という。)を用いる。

(受講資格)

第11条 本研修は次の(1)～(3)の理由による受講希望者を対象とし、申込時点で(4)及び公的書類等にて本人確認が出来る者とする。

- (1) 東松山市内において介護業務に従事する事が決まっている福祉関係資格を有していない者
- (2) 東松山市内にて介護業務に従事する事を希望している者
- (3) 介護業務に従事する事を希望する者
- (4) 受講にあたっての留意事項

①日本語を理解し、使用できること。(講義や演習、使用教材の読み書き等)

②妊娠もしくは妊娠の可能性がある女性の受講について

母子等の健康、保護の観点からも、原則受講できない。ただし、受講の希望がある場合、医師の診断書及び本人の誓約書等の提出を行うこととする。その際、万が一事故等が発生しても、協議会は一切責任を負わない。

(広報及び情報開示)

第12条 本研修は、広報及び情報開示の方法について次のとおり行う。

- (1) 広報

協議会ホームページ、新聞・折込チラシ、社協だより、facebook等に掲載案内を掲載し、申込を受付けする。

- (2) 情報開示

協議会ホームページにて情報開示する。

(<http://www.smile-shakyo.jp/>、<http://www.area.or.jp/>)

(受講定員)

第13条 受講定員は、24名とする。

(受講手続き)

第14条 申込みは、本人確認の上、ひがしまつやま市総合福祉エリア窓口で受付ける。なお、応募者多数の場合は次の方法で受講者を選考する。

- (1) 応募者が受講定員を超えた場合については、抽選を行い、受講者を決定する。ただし、抽選においては第11条(受講資格)に挙げる(1)、(2)、(3)の順に優先順位をつけ、定員が超過した場合に抽選を実施する。

介護業務への従事を希望する者の総計が受講定員に満たなかった際は、その他の理由での受講申し込み者を受講者として決定する。その際、その決定により、受講定員を超える状況については、その中(その他の理由での



受講申し込み者)で抽選を行い、受講者を決定する。

(受講料及び受講料補助の有無)

第15条 本研修の受講料については、次のとおりとする。

- (1) 受講しようとする者は、受講前に50,000円(税抜)を全額納入することとし、受講開始後の返還は行わない。ただし、会長が特別の事由であると認めたときはこの限りでない。
- (2) テキスト代は、実費とする。
- (3) 分割納入をする受講者については、分割回数は最大4回の均等分割とし、各納入期日は協議会で指定する。なお、指定期日までに、費用の納入が確認できない場合は、協議会は受講辞退として取扱うことができる。

(個人情報取り扱い)

第16条 受講者の個人情報については、原則として本研修の目的以外に使用しない。修了後は修了者の名簿を長期保存するものとし、修了証の破損、亡失等による再発行の依頼があった場合は、第19条の規定によるものとする。

(通信形式の実施方法)

第17条 通信形式については、次のとおり行う。

(1) 学習方法

添削課題(50問)を提出期限(別紙日程表参照)までに提出し、採点を行うものとする。ただし、合格基準(70点以上)に達しない場合は、合格基準に達するまで再提出を行う。

(2) 評価方法

添削課題の理解度等に応じて、講師資格要件を満たした者がA・B・C・Dの評価を行う。(A:90点以上、B:80~89点、C:70~79点・D:69点以下)

(3) 個別学習、質問等への対応方法

受講生の学習、質問については、FAX(0493-25-3305)にて随時受け付け、必要に応じて、講師資格要件を満たした者による質問等の対応を行い、回答する。

(研修修了の認定方法)

第18条 介護技術度合いの評価及び修了評価については、以下のとおり行う。

(1) 介護技術習得度の評価

技術評価は、当協議会が定める生活支援技術の各習得度評価項目に基づく評価票を用いて行うものとし、各項目「○できる、△普通、×できない」の評価をし、全項目「△普通」以上で合格とする。合格基準に達しない場合は、補講等を用い、合格基準に達するまで再度評価を行うこととする。

(2) 修了評価

全課程修了後、1時間程度の筆記試験を行い、協議会において合格基準到達の確認を行う。

合格基準は、筆記試験において75点以上とする。ただし、合格基準(75点以上)に達しない場合は、補講等を用い、合格基準に達するまで再度評価を行うこととする。

なお、補講は1時間1,000円(税抜)とし、受講料とは別に徴収する。

(修了証明書の交付)

第19条 修了証明書は次の要件を全て満たす者に対し、研修修了後交付する。

- (1) 本研修に規定されている全課程を修了していること
  - (2) 介護技術習得度の評価及び修了評価に合格していること
  - (3) 本人確認書類(健康保険証、運転免許証等)の提示がなされていること
- また、修了証明書の再交付は、所定の申請書により申請を行った者に対し交付する事とし、その際発行手数料500円(税抜)を申請者より徴収する。

なお、再交付は、当初交付した修了証明書が破損または紛失した場合に限り行うものとし、氏名変更等による再交付は行わない。また、当初交付した修了証明書が発見された場合には、修了者は直ちに再交付した修了証明書を返還するものとする。

(補講の取り扱い)

第20条 本研修は、原則全時間の受講を要するが、やむを得ない事由により研修の一部を欠席した場合は、補講を受講する事が出来る。具体的には次のとおりとする。

なお、補講は原則1時間1,000円(税抜)とし、受講料とは別に徴収する。ただし、会長が特別の事由であると認めたときはこの限りでない。

また、補講は修了評価を除く研修総時間数の1/3の時間数を上限とし、研修期間内に実施するものとする。

(4) 欠席時の補講

- ① 講義については、原則、翌週の講義までに講師の都合に受講生が合わせるものとする。
- ② 「こころとからだのしくみと生活支援技術」を欠席した際の補講については、講師の都合に受講生が合わせるものとする。

(2) 追試のための補講

- ① 修了評価において、受講生が合格基準に到達できなかった場合、補講等を設け、試験問題の振り返りや、重要項目の確認等を行い、再度筆記試験を実施する。
- ② 修了評価の結果が、合格基準に達成するまで補講等を継続する。また、修了評価を実施する際、その修了評価前までの講義等について、補講等を受けていない場合、修了評価の受験は出来ないものとする。

(受講の取り消し)

第21条 以下に挙げる者については、受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、欠席等補講を用いても研修修了の見込みが無いと判断できる場合
- (2) 研修の妨害等、その他受講者としての本分に反した場合
- (3) 病気、けが等で受講が困難と判断された場合

※(3)の受講生が、受講の継続をする場合は、医師の診断書及び本人の誓約書等の提出を行うこととする。その際、万が一事故等が発生しても、協議会は一切責任を負わない。

(受講料返金制度)

第22条 本研修修了後、協議会及び共催する事業所において、一定条件の下で勤務実績があった者は、受講料の返金を行うこととする。一定条件とは各事業所で別に定める。ただし、他の助成金等と併用する場合は、受講料を上限とし、その差額を返金することとする。

- (1) 対象者

協議会及び共催する事業所において採用された者

(研修中の開催中止等についての対応)

第23条 研修の開催中止については、東松山市に暴風警報・暴風雪警報・各種特別警報が発表されている場合に限り開催中止とし、連絡等は次のとおりとする。

- (1) 講義開始の2時間前までに上記の警報が解除された場合は、予定通り開催とする。
- (2) 講義開始の2時間前までに上記の警報が解除されない場合は、午前中の講義は中止し、午後の講義を開催する。
- (3) 午後の講義開始の2時間前までに上記の警報が解除されない場合には、当日は中止とする。

※居住地に上記各号の警報が発表されている場合、または交通機関の故障、道路・橋の損壊等で受講が困難と判断される場合、その旨をひがしまつやま市総合福祉エリア（0493-21-5556）に連絡すること。

(研修中の事故等についての対応)

第24条 万一事故等が発生した場合は、速やかに講師、及び研修担当者に報告し、指示を仰ぐこと。絶対に自らの勝手な判断で対応しないこと。

(研修担当者及び連絡先)

第25条 本研修は次の者が担当する。

連絡先 社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会  
事業推進課 眞下 卓也 田島 一樹  
電話：0493-21-5556  
FAX：0493-25-3305

(苦情相談担当者及び連絡先)

第26条 本研修における苦情相談については、次の者が担当する。

連絡先 社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会

次長 奥村 一彦

電 話：0493-21-5556

F A X：0493-25-3305

(研修責任者名及び連絡先)

第27条 本研修の責任者は次の者とする。

連絡先 社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会

事務局長 澤田 善雄

電 話：0493-23-1251

(附則)

この学則は平成30年9月1日から施行する。